

新型コロナウイルス感染症疑似症発生時等における 修学旅行専用待機場所の利用について

京都市では、ウィズコロナ社会における「新しい修学旅行」の安心・安全対策として、修学旅行生に京都滞在中に新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の疑似症が発生した場合等に利用できる待機場所を確保しています。

以下に、施設概要や利用方法、利用上の留意点等を記載しますので、十分に御理解のうえ、御利用ください。

1 新型コロナに関連する京都での待機に係る基本的な考え方

新型コロナに関連して京都での待機が必要となった場合、原則として京都滞在中に利用する宿泊施設での待機をお願いすることになります。待機の際には、できる限り生徒同士などの接触を控えるようにしてください。

ただし、諸般の事情により当該宿泊施設での待機が困難な場合は、京都市で確保する待機場所を利用していただくことができます。

2 待機場所の概要

(1) 施設形態

- ・ 旅館業法の許可を受けた宿泊施設
- ・ 収容人数 約90人（約30室）
※ 上記は宿泊可能人数であり、客室内のソファ等を利用しての一時滞在の場合はより大人数の利用も可能です。
- ・ 施設玄関及び各客室ともルームキーによるオートロック式
- ・ 各客室にベッド、トイレ・洗面所・浴室、タオル、洗身料・洗髪料、エアコン、テレビ、冷蔵庫、電子レンジ、電気ポット、洗濯機、ミニキッチン（ただし、コンロは使用不可）を完備
- ・ 館内に飲料の自動販売機あり

(2) 所在地

市内中心部（詳細は利用申込時に伝達）

(3) 利用可能期間

令和2年8月～令和3年3月31日までの間で、保健所からの指示等により待機を要する期間

3 利用対象者

利用対象者としては、諸般の事情により滞在中の宿泊施設での待機が困難な方で、次のような場合が想定されます。

(1) 修学旅行生

- ア 京都滞在中の修学旅行生のうち、新型コロナの疑似症を発症し、感染症の検査を受け、その検査結果が判明するまでの待機を要する生徒及び当該生徒と同一旅程の他の生徒

- イ 濃厚接触者として外出や公共交通機関の利用の自粛が求められる生徒
- ウ その他，新型コロナに関連して保健所等から待機の指示・要請等があった生徒

(2) 修学旅行生の学校引率者

上記(1)により待機場所を利用する修学旅行生の学校引率者

4 施設利用料（宿泊料）

無料（京都市が全額負担） ※ いわゆる「素泊まり」のイメージです。

<参考>待機場所の利用に際して必要となるもの

京都市で負担するもの	施設利用料（宿泊料），光熱水費，リネン，タオル，洗身料及び洗髪料，客室利用後の清掃・消毒費用
利用者側で御準備いただくもの	滞在中の食事，寝間着，日用品，待機場所までの移送手段

5 待機場所利用上の留意点 **重要**

- ・ 待機場所の収容人数には上限（約90人）があります。
- ・ 待機場所利用中の生徒の安全確認や見守りは，利用者側（学校，保護者等）において御対応いただきますようお願いいたします。（京都市職員や宿泊施設従業員は常駐いたしません。）
- ・ ルームキー紛失時，再発行手数料1,000円が必要です。

6 待機場所の利用方法

- ① 学校引率者又は添乗員（以下「申込者」という。）は，待機場所の利用開始希望日，利用人数，連絡先を「きょうと修学旅行専用24時間感染電話相談窓口」（以下「24時間電話」という。）に連絡する。
- ② 24時間電話から連絡を受けた京都市（観光MICE推進室）は，待機場所の利用可否を確認し，申込者に連絡する。
- ③ 利用可能な場合，申込者は京都市に下記事項をメールで連絡する。

メール送付先 kyoto-excursion@medi-staffsup.com

記載事項

- ・ 学校名，学年
- ・ 申込者の氏名，所属，連絡先
- ・ 旅行代理店名及び添乗員名
- ・ 利用開始希望日
- ・ 利用希望人数

生徒：男○人，女○人 引率者：男○人，女○人

- ・ 待機場所の利用を必要とする理由

例) 宿泊施設を出る必要がある など

- ④ 京都市から申込者に，待機場所の利用方法を説明のうえ，鍵を渡す。
- ⑤ 利用後，申込者は京都市に所定の報告書を提出し，鍵を返す。